

国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案要綱

第一 目的（第一条関係）

この法律は、高等学校等の生徒の保護者に高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を支給すること等により、国公立の高等学校における教育の実質的無償化を推進し、あわせて私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減を図り、もって高等学校等における教育の機会均等に寄与することを目的とすること。

第二 定義（第二条関係）

1 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げる学校（①から③までに掲げる学校については、専攻科及び別科を除く。）をいうこと。

- ① 高等学校
- ② 中等教育学校の後期課程
- ③ 特別支援学校の高等部

- ④ 専修学校及び各種学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学大臣が指定するものに限る。以下同じ。）
 - ⑤ 高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。以下同じ。）
- 2 この法律において「国公立の高等学校」とは、国立大学法人法第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される学校（以下「国立大学附属学校」という。）又は学校教育法第二条第二項に規定する公立学校（以下「公立学校」という。）である高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）をいうこと。
 - 3 この法律において「私立の高等学校等」とは、高等学校等のうち学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校でないものをいうこと。
 - 4 この法律において「生徒」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部並びに専修学校及び各種学校の生徒をいい、高等専門学校の学生を含むものとする。
 - 5 この法律において「保護者」とは、学校教育法第十六条に規定する保護者をいい、成年に達した生徒の授業料を負担する者を含むものとする。

6 この法律において「標準授業料額」とは、国公立の高等学校の授業料の年額（学年による教育課程の区分を設けない国公立の高等学校であって授業料の年額を定めないものについては、三年（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五の1において同じ。）の定時制の課程及び通信制の課程（学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程及び通信制の課程をいう。以下同じ。）については、四年）で卒業する場合における一年当たりの授業料の額。以下同じ。）の標準となるべき額として国公立の高等学校の種類及び課程その他の区分に応じて政令で定める額をいうこと。

7 この法律において「公立全日制課程の標準授業料額相当額」とは、私立の高等学校等及び次に掲げる学校（以下「国公立の専修学校等」という。）の生徒が、公立学校である高等学校の全日制の課程（学校教育法第四条第一項に規定する全日制の課程をいう。以下同じ。）に在学したとした場合における標準授業料額に相当する額として政令で定める額をいうこと。

- ① 国立大学附属学校である専修学校
- ② 独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校
- ③ 公立学校である専修学校及び各種学校並びに高等専門学校

第三 就学支援金の支給（第三条関係）

- 1 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、二十歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に高等学校等に在学する生徒について、その保護者に対し、就学支援金を支給すること。
- 2 1の場合において、当該生徒が同時に二以上の高等学校等に在学するときは、就学支援金は、当該生徒の保護者の選択する一の高等学校等について支給すること。
- 3 市町村長は、当該生徒の保護者が当該高等学校等の授業料を滞納しているときは、1にかかわらず、政令で定めるところにより、就学支援金を支給しないことができること。

第四 就学支援金の額等（第四条関係）

就学支援金は、毎月の初日において高等学校等に在学する生徒（以下「支給対象生徒」という。）について、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、当該生徒が当該年度一年間在学した場合に納めるべき授業料の額（当該授業料の額が次の①から③までに掲げる生徒の区分に応じそれぞれ当該①から③までに定める額を超える場合にあっては、当該①から③までに定める額）の十二分の一の額とすること。

- ① 国公立の高等学校の生徒 当該生徒に係る標準授業料額
- ② 私立の高等学校等の生徒（③に該当する生徒を除く。）及び国公立の専修学校等の生徒 当該生徒に係る公立全日制課程の標準授業料額相当額
- ③ 私立の高等学校等の生徒であってその保護者の属する世帯の政令で定めるところにより算定した収入額が政令で定める額以下であるもの 当該生徒に係る公立全日制課程の標準授業料額相当額に二を乗じて得た額

第五 支給月数（第五条関係）

- 1 支給対象生徒について就学支援金の支給を行う月数（以下「支給月数」という。）は、当該高等学校等につき三十六月（高等学校の定時制の課程及び通信制の課程については、四十八月）とすること。
- 2 当該生徒が当該高等学校等につき支給対象生徒となった月前において他の高等学校等について当該生徒に係る就学支援金の支給があった場合における支給月数は、1の月数から当該生徒が当該高等学校等につき支給対象生徒となった月前において他の高等学校等について当該生徒に係る就学支援金の支給があった月数を控除した月数とすること。

第六 支給月数の調整等（第六条関係）

1 第五の2の場合において、次に掲げる額の合計額が、当該生徒が公立学校である一の高等学校の全日制の課程に三年間在学したとした場合における標準授業料額の三年分に相当する額として政令で定める額（以下「支給保障額」という。）に満たないこととなるときは、第五の2にかかわらず、当該高等学校等についての支給月数は、当該合計額が支給保障額に達することとなる月（以下「調整後の最終支給月」という。）までの月数とすること。

① 第五の2による当該高等学校等についての支給月数に係る就学支援金の総額（第四の③に掲げる生徒であって、第四による就学支援金の月額が当該生徒に係る公立全日制課程の標準授業料額相当額の十二分の一の額を超えるもの（以下「第三号生徒」という。）については、当該超える部分の総額を除く。以下同じ。）

② 当該生徒が当該高等学校等について支給対象生徒となった月前において他の高等学校等について支給があった当該生徒に係る就学支援金の総額

2 1の場合において、調整後の最終支給月の就学支援金の額は、第四にかかわらず、調整後の最終支給

月において1の合計額が支給保障額に達するまでの額（第三号生徒については、当該支給保障額に達するまでの額を当該生徒に係る公立全日制課程の標準授業料額相当額の十二分の一の額で除して得た割合を第四による就学支援金の月額に乗じて得た額）とすること。

第七 学年による教育課程の区分を設けない高等学校に在学する生徒等に係る特例（第七条関係）

当該生徒が学年による教育課程の区分を設けない高等学校に在学する場合その他第四から第六までにより難しい場合における就学支援金の額及び支給月数については、政令で特別の定めをすることができること。

第八 支給月数の追加（第八条関係）

- 1 市町村長は、第四から第六まで及び第七の政令により就学支援金の支給が行われる最終の月後引き続き当該生徒が当該高等学校等に在学することとなる場合において、文部科学省令で定めるやむを得ない事由があると認めるときは、政令で定めるところにより、支給月数を追加することができること。
- 2 1により支給月数を追加する場合においては、第六の2は、適用しないこと。

第九 支給の方法等（第十条関係）

- 1 就学支援金は、四月から七月まで、八月から十二月まで及び一月から三月までの各期について、その

期間中の月の分をまとめて支給すること。

- 2 就学支援金の支給を受けようとする保護者は、文部科学省令で定めるところにより、その住所地の市町村長に申請し、就学支援金の支給をする旨の決定を受けなければならないこと。

第十 費用の負担（第十五条関係）

就学支援金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担すること。

第十一 国公立の高等学校の設置者の努力義務（第十六条関係）

国公立の高等学校の設置者は、標準授業料額を標準として当該国公立の高等学校の授業料の年額を定めるように努めなければならないこと。

第十二 施行期日等（附則等関係）

- 1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。
- 2 所要の経過措置を設けること。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこと。